生活衛生営業相談室のご案内

相談室は

○原則　無料です。
○利用者の秘密保持を厳守します。
○電話・メールでのご相談もOKです。
○専門的な問題には、弁護士・中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等が相談に応じます。
○消費者・利用者の苦情相談もお受けします。

相談内容

○国・県支援施策の利用・申請について
○生活衛生貸付等の融資について
○デジタル化、税制、事業承継について
○その他経営・衛生・労務、社会保険等に関すること
○苦情相談

対象業種

鮨商・社交飲食業・そば商・料理業・食肉・飲食業・ホテル旅館・美容業・興行・クリーニング・理容・公衆浴場業（生活衛生同業組合員以外の事業者の方も相談できます。）

相談場所

場　所	住　所	時間等
長野県生活衛生営業指導センター	長野市南長野妻科426-1 長野県建築士会館3階	随時(土日祝日、12/29~1/3を除く毎日) 午前9時~12時、午後1時~4時
松本商工会議所	松本市中央1-23-1	原則毎月第1水曜日 午後1時~3時

※注意事項
申込受付後、相談内容の確認、相談日時・会場等の調整をさせていただきます。また、相談会場までお越しいただく場合があります。

申込方法

○専門家との相談を希望する方は、裏面の申込書に必要事項を記入の上、下記指導センターまでメール、FAX、郵送等で申し込みください。
○申込書は相談希望日の2週間前までにセンターへ送付してください。
○その他の相談は、指導センターへ電話・メール等でご相談ください。

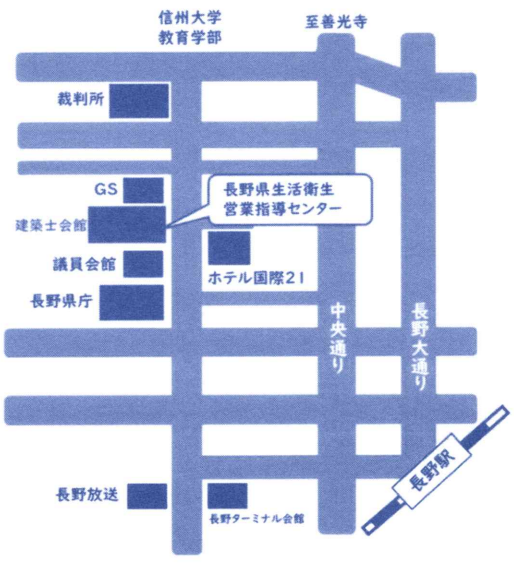

公益財団法人
長野県生活衛生営業指導センター
電話(026)235-3612　FAX(026)234-0369
〒380-0872
長野市南長野妻科426-1　長野県建築士会館3階
https://www.seiei.or.jp/nagano/
E-mail:naganocenter@seiei.or.jp

R7.3

生活衛生営業相談申込書

長野県生活衛生営業指導センターあて

FAX:026−234−0369

E-mail:naganocenter@seiei.or.jp

事業所(店舗)名

申込者氏名

連絡先電話番号 事業所(店舗)

携帯電話番号

業　種		生衛同業組合 加入の有無	加入 ・ 未加入
企業形態	個人 ・ 法人	営業年数	約　　年
従業員数	名	FAX番号	
事業所(店舗) 所在地	〒		
相談希望日 相談場所	第一希望日　　月　日 相談場所　長野・松本	第二希望日　　月　日 相談場所　長野・松本	
相談内容	該当する項目に○印をしてください。 (　)国、県等が実施する支援施策の利用・申請について (　)生活衛生貸付等融資について (　)デジタル化対応について (　)税制活用について (　)事業承継について (　)その他経営・衛生・労務、社会保険等に関することなど		
相談の具体的な内容、現在の状況など	(具体的な相談内容) (現在の状況)		

○申込書に記入いただいた内容は、生活衛生営業相談以外の目的に使用しません。